

生活保護法指定介護機関の留意点

札幌市保健福祉局総務部保護課医療係

生活保護制度について

○ 生活保護制度の趣旨

生活保護制度は、最低限度の生活保障と自立助長を目的としています。
基本原理は以下のとおりです。

- ・ 無差別平等
- ・ 健康で文化的な生活水準
- ・ 資産・能力その他あらゆるものを活用
- ・ 扶養義務者の扶養及び他法が優先*

Point 1

詳しくは P. 3

※他法の例=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、老人福祉法、健康保険法、介護保険法、難病法など

○ 生活保護の種類

生活保護の種類は以下の 8 種類です。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

○ 介護扶助の受給者

介護扶助の受給者は以下のとおりです。

- ・ 介護保険第 1 号被保険者
- ・ 介護保険第 2 号被保険者
- ・ H 番号受給者* (40 歳以上 65 歳未満の被保護者のうち、健康保険未加入のため介護保険未加入となっているが、介護保険と同様に特定 16 疾病により要介護状態にある者)

※H 番号受給者の呼称は札幌市独自の呼称です。

○ 居宅介護等における介護扶助の程度

居宅介護等における介護扶助は、支給限度基準額の範囲内とされています。
基準額を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから認めていません。

H 番号受給者が障害者総合支援法のサービスを受けている場合、そのサービス利用単位と介護扶助でのサービス利用単位の合計が支給限度基準の範囲内になるように調整する必要があります。

Point 2

詳しくは P. 5

介護保険者とH番号受給者のちがい

	介護保険被保険者	H番号受給者
利用者負担額	第1段階の利用者負担上限額 居宅：月額 15,000 円 施設：月額 15,000 円＋300 円×日数 （被保護者であることをもって第1段階が適用されます。第1段階の利用者負担上限額を超える部分は、高額介護サービス費あるいは高額介護予防サービス費として介護保険から給付されます。）	介護費の全額 （介護保険からの給付はありません。）
施設入所における介護扶助の居住費及び食費の負担限度額	第1段階の負担限度額 （基準費用額と利用者負担額の差額は、特定入所者介護サービス費として介護保険から給付されます。利用者負担段階は、被保護者であることをもって第1段階となりますが、介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。）	基準費用額 （介護保険からの給付はありません。）
短期入所における介護扶助の滞在費及び食費の負担限度額	介護扶助からは支給しません。 （第1段階の食費及び滞在費は、利用者から徴収してください。基準費用額と利用者負担額の差額は、特定入所者介護サービス費として介護保険から給付されます。利用者負担段階は、被保護者であることをもって第1段階となりますが、介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。）	特定入所者介護サービス費相当額 （第1段階相当の食費及び滞在費は、利用者から徴収してください。基準費用額と利用者負担額の差額である特定入所者介護サービス費相当額は、福祉事務所から直接給付しますので、国保連ではなく福祉事務所あて請求してください。）
生活保護法と他法（介護保険法と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法））との関係	介護保険法が優先適用されますので、 介護保険サービス を利用します。 介護保険は利用者負担が発生しますので利用者負担分を介護扶助として給付します。	介護保険法の適用を受けないため、生活保護法に優先して適用される 障害者総合支援法の自立支援給付 を受けます。（P.3 頁参照）

軽度者の福祉用具貸与の取り扱い	必要書類を各区保健福祉課に提出し、審査を受け、結果が通知されます。	「市町村確認依頼書」（様式 26-1）、主治医意見書（診断書）、ケアプラン等の必要書類を各区保護課に提出し、保護課での審査の上、「市町村確認結果通知書」（様式 26-2）により結果が通知されます。
-----------------	-----------------------------------	--

H番号受給者の留意点

Point 1 優先関係

障害者総合支援法 > 生活保護法（介護扶助）

介護保険の被保険者は介護保険法が障害者総合支援法に優先しますが、H番号受給者は介護保険の被保険者でないため、障害者総合支援法が優先となります。

次の場合は介護扶助を利用することができます。

- ・ 障害者施策を最大限まで活用しても、必要とするサービス量の全てを賄うことができないために、同内容の介護サービスにより、その不足分を賄う場合。
- ・ 障害者施策のうち活用できるすべての種類のサービスについて最大限本人が必要とする水準まで活用している場合において、障害者施策では提供されない内容の介護サービスを利用する場合。

※ 障害者総合支援法の対象者で介護保険に対応する障害施策があるにもかかわらず障害施策を利用できない事情がある場合は、ケースワーカーに相談してください。

〈障害者総合支援法〉

○ 対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病の患者

※ 身体障がい者以外は手帳所持が条件ではありません。

○ 介護保険法との対応関係

介護サービス	障害者施策
訪問介護、訪問型サービス	居宅介護（または重度訪問介護）
（介護予防）訪問入浴介護	訪問入浴サービス
（介護予防）訪問リハビリテーション	自立訓練（機能訓練）
（地域密着型）通所介護、通所型サービス	生活介護
（介護予防）通所リハビリテーション	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
（介護予防）短期入所生活介護	短期入所（福祉型）
（介護予防）短期入所療養介護	短期入所（医療型）

(介護予防)福祉用具貸与 【特殊寝台】	日常生活用具給付【特殊寝台】
(介護予防)福祉用具貸与 【車椅子】	補装具給付【車椅子】
(介護予防)福祉用具貸与 【床ずれ防止用具】	日常生活用具給付【特殊マット】
(介護予防)福祉用具貸与 【体位変換器】	日常生活用具給付【体位変換器】
(介護予防)福祉用具貸与 【移動用リフト(つり具除く)】	日常生活用具給付【移動用リフト】
(介護予防)福祉用具貸与 【自動排泄処理装置】	日常生活用具給付【特殊尿器】
(介護予防)福祉用具貸与 【手すり】	日常生活用具給付【移動・移乗支援用具】
(介護予防)福祉用具貸与 【スロープ】	日常生活用具給付【移動・移乗支援用具】
(介護予防)福祉用具貸与 【歩行器】	補装具給付【歩行器】
(介護予防)福祉用具貸与 【歩行補助つえ】	補装具・日常生活用具給付【歩行補助つえ】
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅介護(または重度訪問介護)
認知症対応型通所介護	生活介護
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	居宅介護+生活介護+短期入所
夜間対応型訪問介護	居宅介護(または重度訪問介護)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	障害者支援施設+生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護+生活介護+短期入所

例 1

障害福祉サービスの居宅介護(ホームヘルプサービス)が利用可能な場合は、必要最小限度の時間数を確保できない場合を除き介護扶助の訪問介護を利用できません。

例 2

地域生活支援事業の訪問入浴サービスが利用可能な場合は、介護扶助の訪問入浴サービスを利用できません。

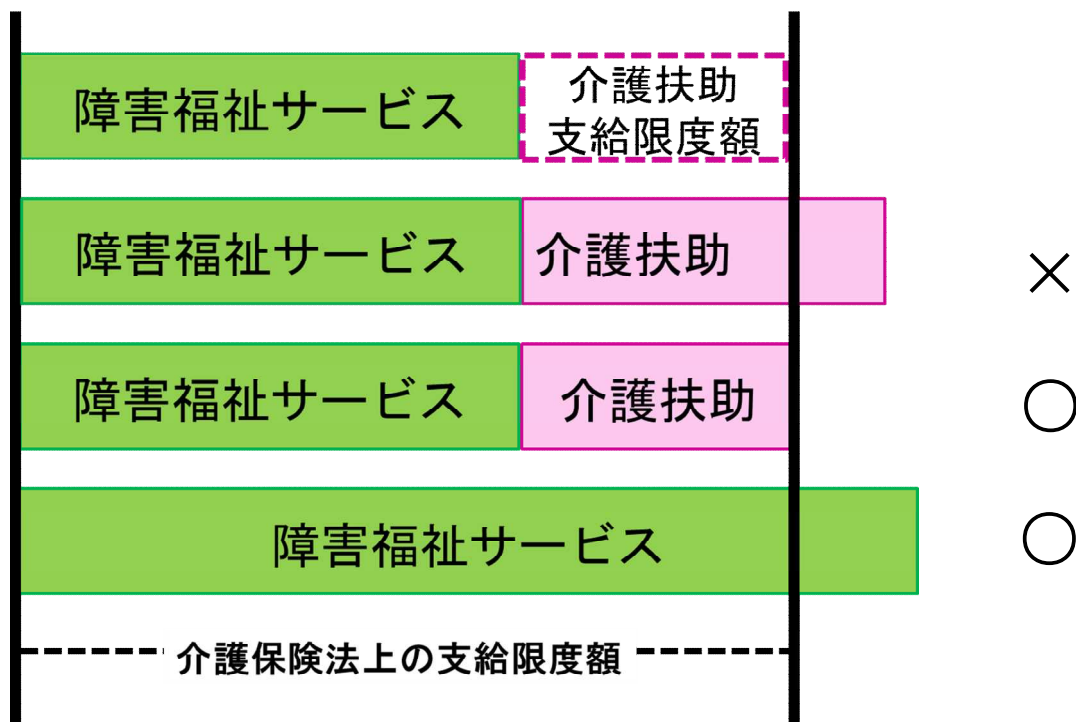
例 3

日常生活用具として特殊寝台が給付可能な場合は、介護扶助の福祉用具貸与として特殊寝台の貸与を受けることができません。

Point 2 介護扶助の支給限度基準

介護扶助支給限度額＝介護保険法の支給限度額－障害福祉サービス利用額

※ 常時介護を要し、その介護性が著しく高い障がい者などの場合で、必要な量の介護サービスを確保できないと認められるときは、ケースワーカーに相談してください。



〈支給限度額に算入されない費用、サービス〉

- 区分支給限度基準額の算定対象外の費用
介護職員処遇改善加算、緊急時訪問看護加算など
- 区分支給限度基準額が適用されない介護サービス
居宅療養管理指導、居宅介護支援など
- 介護サービスへの代替性がない障害福祉サービス
同行援護、行動援護、療養介護、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、就労移行支援、共同生活援助（グループホーム）など

介護機関のチェックポイント

1 介護報酬の請求

介護報酬の請求にあたり介護券を毎月確認していますか？	被保護者への介護サービスの提供にあたっては、介護券の有効性を確認することとされており、有効な介護券が交付されていなければ介護報酬を請求することができません。
介護報酬の請求にあたり介護券で受給者番号を、介護保険被保険者証で被保険者番号を確認していますか？	介護給付費明細書に記載する生活保護の受給者番号は毎月の介護券から転記してください。生活保護の受給者番号は固定番号ではないため、前月と受給者番号が異なることがありますので留意してください。また、被保険者番号については介護券ではなく被保険者証で確認してください。
介護券に自己負担額が記載されている場合には利用者からその金額を徴収していますか？	重要 生活保護費の変更に伴い、自己負担額が決定します。 毎月介護券を確認して自己負担額が記載されている場合には適切に徴収してください。

2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況（施設等）

生活保護事務の窓口となる担当職員はいますか？	指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に規定する福祉事務所への協力義務があります。
福祉事務所は訪問調査に来ていますか？	福祉事務所は、生活状況等の把握や指導を行うことを目的として、1年に1回以上訪問することとされています。
医療機関への入退院及び施設への入退所時に福祉事務所へ連絡を行っていますか？	入退院及び入退所に伴い、最低生活費が変更になる場合がありますので、医療機関への入退院及び施設への入退所時（短期入所含む）においては、必ず福祉事務所へ連絡してください。
福祉事務所への報告について、本人の同意は？	法令に基づく場合は、本人の同意を得なくても情報提供ができます。 福祉事務所は、被保護者の介護を指定介護機関に委託していることから、指定介護機関は福祉事務所からの調査等に応じる義務があり、「法令に基づく場合」に該当します。

3 介護記録及び帳簿

介護記録の記載及び保管は、適切に行われていますか？	H番号受給者の場合、指定介護機関は要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備する必要があります。
介護サービスの提供及び介護報酬の請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われていますか？	指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保管しなければなりません。

4 特別な居室、療養室の提供

特別な居室、療養室等の提供が行われていませんか？	入所者が選定する特別な居室の提供及び特別な療養室等の提供は行わないこととされています。 また、被保護者が居住費のかかる個室等の利用ができる場合は、以下の場合に限定されています。 ・短期入所（ショートステイ）の場合で滞在費を自己負担する場合 ・居住費の利用者負担分について、保護費で対応しなくても入所が可能な場合（社会福祉法人利用者負担額減額、経過措置による利用者負担軽減等） ・既に個室等を利用している者が被保護者となった場合で、多床室へ転所するまでの間 ・多床室が個室等に改築・改修された場合で、多床室へ転所するまでの間 ・真にやむを得ない特別な事由の場合
--------------------------	---

5 入居にかかる利用料

特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額になっていますか？	「入居に係る利用料」とは、家賃、管理費（家賃相当の利用料）及び入居に際し支払う必要がある保証金（敷金等）のことです。
---	--

6 居宅介護支援計画

居宅介護支援計画(ケアプラン)において、生活保護の指定を受けていない事業者を用いていませんか？	重要 被保護者の介護を担当するには、生活保護法の指定介護機関として指定を受ける必要があります。 ※平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護機関又は介護サービスについては、生活保護法の指定介護機関の指定をうけたものとみなされます。そのため、改めて申請書等を提出していただく必要はございません。 なお、生活保護法の指定を不要とする場合は、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、申出書の提出を行うことにより指定を受けないことも可能です。(地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設については、指定を不要とする申出を行うことはできません。) お願い 被保護者が給付管理の対象外である居宅療養管理指導を利用する場合は、ケースワーカーへ情報提供をお願いします。
--	--

7 金銭の取り扱い（施設等）

介護施設入所者からのその他費用は適切に徴収していますか？	介護施設入所者のおむつ代及びおむつの洗濯代等は介護報酬に含まれております。その他費用として入所者から徴収することはできませんので留意してください。
預かり金の取扱いは適切ですか？	原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理し把握する必要があります。
累積金について、定期的に福祉事務所に連絡していますか？	累積金には、口座の残高のみではなく、手持ちの現金も含みます。累積金が保護の最低生活費の6か月分相当を超えると、保護を停止します。保護の再開始の目安は、累積金が最低生活費の1か月分程度になる時点です。